

笠間市告示第700号

平成26年第3回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年8月26日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成26年9月2日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

平成26年第3回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
9月 2日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
9月 3日	水	休 会	議案調査
9月 4日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託 〔議会運営委員会〕
9月 5日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
9月 6日	土	休 会	
9月 7日	日	休 会	
9月 8日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
9月 9日	火	休 会	決算特別委員会（第1日）
9月10日	水	休 会	決算特別委員会（第2日）
9月11日	木	休 会	決算特別委員会（第3日）
9月12日	金	休 会	議事整理
9月13日	土	休 会	
9月14日	日	休 会	
9月15日	月	休 会	
9月16日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月17日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月18日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問・常任委員会（産業経済） 〔討論通告締切（午前中）〕
9月19日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会〕

平成26年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成26年9月2日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	10番	藤枝	浩	君
	1番	菅井	信	君
	2番	畑岡	洋二	君
	3番	橋本	良一	君
	4番	小磯	節子	君
	5番	飯田	正憲	君
	6番	石田	安夫	君
	7番	鹿志村	清一	君
	8番	蛭澤	幸一	君
	9番	野口	圓	君
	11番	鈴木	裕士	君
	12番	鈴木	貞夫	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	17番	横倉	きん	君
	18番	町田	征久	君
	19番	大貫	千尋	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

## 出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	久須美忍君
市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	安見和行君
産業経済部長	山中賢一君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	飯村茂君
岩間支所長	海老沢耕市君
監査委員事務局長	西連寺洋人君

---

## 出席議会事務局職員

議会事務局長	石上節子
議会事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
係長	瀧本新一

---

## 議事日程第1号

平成26年9月2日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 議会改革活性化特別委員会の最終報告について

- 日程第6 委員会提出議案第3号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について  
委員会提出議案第4号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
委員会提出議案第5号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 認定第1号 平成25年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成25年度笠間市水道事業会計決算認定について  
認定第3号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について  
認定第4号 平成25年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第8 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（笠間クラインガルテン指定管理者の指定について）
- 日程第9 議案第55号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第56号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 笠間市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第60号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第61号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第17 議案第63号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第18 議案第64号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第19 議案第65号 笠間市教育・保育の実施に関する条例について
- 日程第20 議案第66号 笠間市企業立地促進基金条例について
- 日程第21 議案第67号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 議案第68号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 日程第23 議案第69号 動産購入契約の締結について（クライアントパソコン機器調達）
- 日程第24 議案第70号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）
- 日程第25 議案第71号 工事請負契約の変更について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）

- 日程第26 議案第72号 工事請負契約の締結について（教育委員会庁舎建設工事）
- 日程第27 議案第73号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成26年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 議案第81号 平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 議会改革活性化特別委員会の最終報告について
- 日程第6 委員会提出議案第3号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 委員会提出議案第4号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 委員会提出議案第5号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 認定第1号 平成25年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 認定第2号 平成25年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 平成25年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第8 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（笠間ラインガルテン  
指定管理者の指定について）
- 日程第9 議案第55号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第56号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産  
税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 議案第58号 笠間市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第60号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第61号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第17 議案第63号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第18 議案第64号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第19 議案第65号 笠間市教育・保育の実施に関する条例について
- 日程第20 議案第66号 笠間市企業立地促進基金条例について
- 日程第21 議案第67号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 議案第68号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 日程第23 議案第69号 動産購入契約の締結について（クライアントパソコン機器調達）
- 日程第24 議案第70号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）
- 日程第25 議案第71号 工事請負契約の変更について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）
- 日程第26 議案第72号 工事請負契約の締結について（教育委員会庁舎建設工事）
- 日程第27 議案第73号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成26年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

---

午前9時59分開会

## 開会の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

## 市長挨拶

○議長（小藺江一三君） ここで山口市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成26年第3回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

季節は暑中に入り、議員の皆様には、公私ともご多忙のところ、定例会にご出席をいただき、お礼を申し上げる次第でございます。

さて、先月20日、広島市で局地的な豪雨による大規模な土砂災害が発生いたしました。亡くなられた方々のご冥福と行方不明者の一刻も早い救出をお祈りするものであります。また、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

この大規模な土砂災害をもたらしたのは1時間に100ミリ前後の局地的な豪雨であり、午前2時から4時という最も警戒が難しい時間帯に集中したことで被害は拡大したところであります。

局地的な豪雨は笠間市でも6月に発生したところであり、地球温暖化が急速に進む状況下では、広島を教訓を整理し、同じような犠牲を出さないための対策が必要であると考えております。

市では、広島で発生した土砂災害を受けて、先月26日に市内急傾斜地崩壊危険箇所15カ所の点検箇所とその危険箇所の行政区の区長に土砂災害に対する注意喚起の文書と「防災のしおり」、ハザードマップを配付したところでございます。

点検の結果、すべての箇所に異常は見られませんでした。今後もこれらの危険箇所を大雨時に点検するとともに、区長との連絡を密にして災害発生時には早期の対応が実施できるよう努めてまいります。

さて、最近の地方を取り巻く状況ではありますが、政府は来年度予算の概算要求基準で地



方活性化や人口減少対策に最大4兆円規模の特別枠を設けるとともに、あすに行う予定がされております内閣改造で地方創生担当大臣を任命した上で、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方活性化の取り組みを本格化させることとしております。

地方の活性化に向けては、広域的な視点に立った連携がますます重要ともなっておりますので、消防を初め、今後、医療や観光や、さらには東京オリンピックの受け皿に向けた取り組みなど、広域連携を有効に活用し、行政サービスの強化やまちづくりの発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、本市における現在の市政運営について、何点かご報告させていただきます。

まず、企業誘致の推進についてですが、茨城中央工業団地笠間地区において、約2ヘクタールのモデル区画の造成工事が9月から工事に着手する運びとなりました。市においても、新規立地企業への初期投資に対する補助等の支援制度の充実を図り、市内への積極的な企業誘致を推進してまいります。

次に、笠間市介護検診ネットワークの実運用についてでございます。介護サービス事業者、医療機関、薬局で必要な情報を相互に共用する笠間市介護検診ネットワークの実運用を10月から開始いたします。このネットワークは、昨年地域包括システムの基盤整備として国の実証事業で構築したものであり、今後介護サービス事業者と参加者の拡大を図ってまいります。

次に、認定こども園の整備についてであります。幼保連携型認定こども園の整備については、笠間幼稚園とてらぎ保育所を一体化した認定こども園を平成28年4月の開園を目指し、設計業務を実施しております。また、稲田幼稚園といなだ保育所を一体化した認定こども園につきましても、平成29年3月の完成に向けて準備を進めており、引き続き子どもたちの新たな保育の場の整備を図ってまいります。

次に、小中学校の統合についてであります。8月の全教で学校統合準備委員会の中間報告をさせていただいたところであります。今後、笠間小学校のスクールバス駐車場と放課後児童クラブの整備、子どもたちの事前交流の推進、そして安全な通学体制を確立するとともに、来年3月には学校備品の移動や閉校記念式典の開催、新PTAの組織化、学級編成の確定、スクールバスの試験運転など、4月1日の統合に向けた万全の体制を整えてまいります。

次に、ふるさと寄附金制度の一括業務代行についてでございます。ふるさと寄付金制度については、官民共同で実施することで株式会社サイネックスと本年7月1日に一括業務代行の協定を締結をしたところであります。これは多方面における情報発信や特典の充実によって自主財源の確保を促進するものであります。この10月からは新たなホームページ開設やプロモーション戦略を実施するため、市内で栽培・製造・加工・販売されている商品を募集した結果、30社を超える事業所等から応募があり、最終的には目標の50品を超える特典商品をそろえての情報発信ができるものと考えております。

次に、合併浄化槽に対する補助についてであります。この件については、国の補助対象件数以上の要望がある場合には、これまで抽選により補助金を交付してまいりました。今年度及び来年度は、補助金の交付・不交付が抽選により決定される不公平感の解消を図るため、市単独での補助金枠を追加し、すべての合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付してまいりたいと考えております。

次に、水痘及び高齢者の肺炎球菌予防接種の実施についてであります。予防接種法施行令の一部を改正する政令により、新たに水痘及び高齢者の肺炎球菌予防接種を定期の予防接種として本年10月から実施します。接種方法はともに個別接種とし、笠間市医師会及び県医師会と契約した医療機関において実施してまいります。助成については、水痘予防接種については全額、高齢者肺炎球菌予防接種は一部助成にて実施しますが、生活保護受給者につきましては全額市の助成といたします。

次に、市立病院の整備についてであります。市立病院整備方針や建設協議会からの答申に基づき、病院機能や併設する行政機能について協議を進め、このたび市立病院基本計画案を策定したところであります。基本計画については、現在パブリックコメントを9月16日まで実施しており、9月25日には午後7時から友部公民館において院長を中心に市民向け説明会を予定しております。

なお、今後は公募型プロポーザル方式による技術提案の実施により、委託業者を選定し、10月から基本設計業務を進めてまいります。

次に、外国人旅行者の受け入れについてであります。外国人旅行者の受け入れについては、民間と行政で構成する笠間市外国人旅行者受入検討会を組織し、これまで3回開催し、議論を重ねてきたところであり、中間報告をこのたび取りまとめたところであります。今年度、初期の整備として、外国人が無料で使えるWi-Fiの整備や、笠間観光周遊バスの英語案内を行い、新たな交流人口拡大を図ってまいりたいと思っております。

次に、秋のイベントについてであります。この秋、市内ではさまざまなイベントが開催される予定でございます。まず、ことしで8回目となる「新栗まつり」であります。10月4日、5日に市民センターいわまで開催いたします。栗生産農家や菓子業者、陶芸家の方々のご協力をいただき、例年行われている焼き栗や栗菓子の販売に加えて、ことしは新たに茨城放送と共同でPRや小学生による笠間の栗を使ったスイーツのアイデアコンテストを行う予定になっております。

このほか、今年で107回を迎える歴史ある菊まつりの菊の祭典「笠間の菊まつり」、ことしで3回目を迎える「笠間浪漫」、茨城県の主催で芸術の森公園で3年目の開催となる「茨城をたべよう収穫祭」、及び同時に開催される「いばらきストーンフェスティバル2014」など、市内各所で多くのイベントの開催が予定されております。

また、「第9回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」であります。12月21日に笠間芸術の森公園を発着点に開催を予定しております。昨年導入しました日本陸上競技連盟公

認コースでありますハーフマラソンの部を中心に開催準備を進めており、8月25日より出場選手、大会ボランティア、協賛企業の募集を行っているところであります。

次に、提出議案等について、ご説明申し上げます。今回の提出議案は法令等に基づく報告事項のほか、平成25年度各会計の決算認定が4件、笠間クラインガルテン指定管理者の指定についての専決処分の報告が1件、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを初めとする議案28件であります。

平成25年度決算についてであります。一般会計、特別会計、企業会計合わせた歳入決算額は506億3,255万4,179円で、歳出決算額は497億5,021万2,781円であります。

また、補正予算の議案につきましては、平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）を初めとする10件の補正予算案を上程するものであります。

今回の一般会計補正予算（第2号）についてであります。まず、歳入におきましては、普通交付税や繰越金の決定などによる増額補正のほか、歳出補正関連の国県支出金や市債などを補正するものであります。

また、歳出における今回の補正の主なものについて申し上げます。笠間市への工場等の立地を促進し、産業の振興と雇用及び定住の増大を図るため、企業立地促進基金への積立金10億円を計上、合併処理浄化槽設置補助について、国庫補助対数件数以上の申し込みに対応するため、市単独の補助の追加として、6,500万円の計上などを中心に編成しているところであります。

結果、今回の補正予算の総額は14億3,743万4,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は294億4,555万3,000円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

○議長（小藺江一三君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番横倉さん君、18番町田征久君を指名いたします。

---

## 会期の決定について

○議長（小藺江一三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る8月26日、議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告を願います。

議会運営委員会委員長 蛭澤幸一君。

〔議会運営委員長 蛭澤幸一君登壇〕

○議会運営委員長（蛭澤幸一君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、8月26日、平成26年第3回笠間市議会定例会の会期日程等について、協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、9月2日から19日までの18日間といたします。

初日の2日は、会期の決定、諸般の報告、請願の所管常任委員会への付託、上程された議案の説明を受けます。

3日は議案調査のため、休会といたします。

4日は議案質疑の後、所管常任委員会の付託となります。

また、平成25年度一般会計、特別会計、企業会計の決算審査をするため、決算特別委員会を設置しまして付託いたします。

5日と8日に各常任委員会を開催し、9日、10日、11日の3日間で決算特別委員会を開催いたします。

12日は議事整理のため、休会といたします。

16日から18日までの3日間で一般質問を行いまして、最終日の19日は各常任委員会及び決算特別委員会に付託された議案等の審査結果について、各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、ご報告いたします。

○議長（小藺江一三君） お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月19日までの18日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

## 諸般の報告について

○議長（小藺江一三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法施行令第145条第2項の規定による継続費の精算報告、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市の健全化判断比率及び同法の規定に基づく笠間市公営企業会計等の資金不足比率について、並びに地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についての書類が法令等に基づく報告事項としてまとめて提出されました。既に、議案書とともに配付してございますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 請願・陳情について

○議長（小藺江一三君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付しております。これらの請願・陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 議会改革活性化特別委員会の最終報告について

○議長（小藺江一三君） 日程第5、議会改革活性化特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

議会改革活性化特別委員会委員長より報告願います。議会改革活性化特別委員長野口圓君。

〔議会改革活性化特別委員会委員長 野口 圓君登壇〕

○議会改革活性化特別委員会委員長（野口 圓君） 議会活性化委員会の提案理由説明を行わせていただきます。お手元に資料が下の方から3枚ほど束ねてありますので、ごらんいただきたいと思えます。

委員会提出議案第3号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案……。

○議長（小藺江一三君） 委員長、ちょっと。

○議会改革活性化特別委員会委員長（野口 圓君） 議会改革活性化特別委員会報告書という、こちらの資料がお手元に配付されております。

初めに、最初だけちょっと読ませていただきます。

地方分権時代を迎え、地方自治体の自主的な決定と責任範囲が拡大している今日、二元代表制の一翼を担う市議会が市民の代表機関として地域の発展と福祉の向上に果たすべき

役割は今後さらに大きくなることが予想されます。

市議会では、自治体の政策の立案や事業の評価などを議論を尽くして決定する場ではありますが、政策が決定するまでの論点・争点の過程を公開することは討議の場である議会の責務であります。

このような分権時代において、今後の笠間市議会運営のあり方が問われる中、市民に開かれた議会として市民が納得できる政策形成機能の充実が必要であり、その機能を十分発揮し、市民の付託にこたえることを目指し、さらなる議会の活性化を図るため、平成25年3月定例会において、議会改革活性化特別委員会が設置され、これまで検討を行ってまいりました。

また、県内外での先進的な取り組みを行っている市議会を調査し、検討する際の参考といたしました。

このたび特別委員会で調査検討した結果について、一部中間報告をした内容を含め、最終報告をいたします。

特別委員会の概要。特別委員会の名称は議会改革活性化特別委員会、議員の定数は12名……。

○議長（小園江一三君） 野口さん、ちょっと……2ページの中段。

○議会改革活性化特別委員会委員長（野口 圓君） 特別委員会の概要につきましては、お手元の報告書1ページに記載してございますので、このまま確認していただきたいというふうに思います。

次に、特別委員会開催状況と協議内容についてでございますが、平成25年3月13日開催の第1回特別委員会において、正副議長の互選を行い、2回目の委員会において、付議事項の今後の進め方についての確認及び取り組むべき課題の整理を行いました。3回目以降の委員会では、県内市議会の議会運営に関する調査及び先進市への研修、さらには一問一答方式実施の市議会傍聴、議会改革に関する講演会の開催等を実施し、課題といたしました9項目について、平成26年8月21日までの22回にわたる委員会の中で協議を重ね、進めてまいりました。具体的な協議内容につきましては、報告書の1ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

次に、5ページの協議内容の結果でございますが、項目の1から9にその他の協議事項として新たに3項目を追加し、検討をいたしてまいりました。

まず、項目1の「一般質問における一問一答方式について」は、市政に対する課題を一つずつ取り上げ、質問、答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深めることができることなどから、一問一答方式を導入し、一問一答及び一括質問・一括答弁の2方式から選択することといたしました。なお、詳細につきましては、参考資料として8ページ以降に一般質問の運用基準を掲載してございますので、ご確認お願いいたします。

次に、項目の2、「討論のあり方」につきましては、従来どおり人事案件に対する質疑は

行わないことを追加し、申し合わせに明記することといたしました。

次に、項目3、「常任委員会のあり方」については、議員定数が22名となることから、3委員会とし、名称を総務産業委員会、教育福祉委員会、建設土木委員会とするものでございます。主な検討根拠といたしましては、議案のほとんどが常任委員会の付託議案となっており、意思決定機関としての多様な民意を反映した議論が成り立つための人数の確保が必要であり、議長は委員にならないこととして、一つの委員会を7名といたします。また、付託議案の平均化を図るものとして結論が出されました。

次に、項目4、「付託案件以外の所管事務に関すること」につきましては、従来どおり積極的に取り組むことといたします。

次に、項目5、「議会報告会を含む市民との意見交換会」につきましては、実施方法や集客方法に課題はありますが、何らかの形で実施していくということで協議がされました。

次に、項目6番目の「本会議のインターネット配信」につきましては、ライブ（同時中継）、録画での映像配信をすることとし、今季定例会より実施しております。

次に、項目7の「傍聴者に関すること」につきましては、市民が傍聴しやすく、かつ個人情報保護にも配慮し、従来の受付簿を廃止し、傍聴券の交付のみの受付といたしました。

次に、項目8の「議員定数」につきましては、第11回から15回の会議の中で時間をかけて慎重に議論を重ねた結果、議員定数を現在の24名から22名にすることで結論が出されました。これらの検討根拠といたしましては、県内外の同規模市における人口規模、予算規模、面積、議員定数等のデータを参考にすのほか、市民の多様な意見が反映される議員数であること、また、合併による地域的特性等に配慮し、協議をまいりました。

次に、項目9の「使途基準を含む政務活動費のあり方」につきましては、現在の使途基準に、パソコン、タブレット端末の購入可能について、及び新聞についてなど、一部変更がありましたので、資料5ページをご確認お願い申し上げます。

次に、新たに追加されました3項目についてでございますが、①「議会運営委員会8人の選出方法」につきましては、常任委員会、会派及び会派等から選出された議員で構成することといたします。②「議長、副議長の選挙」につきましては、所信表明会をすることとし、実施要項に基づき進めてまいります。③「議会広報に関すること」につきましては、議会だよりの編集、インターネット配信、ホームページの運用等、議会広報に関する所管を拡大し、名称を「広報委員会」に変更するとともに、定数を6人から8人とし、改選後の新体制から実施することといたします。

以上が議会改革活性化特別委員会に付託になりました調査において結果の出された事項でございますが、今後笠間市議会におきましては、今回の特別委員会での結果を尊重するとともに、委員会の中で議論されたことが議会改革の第1歩として今後引き継がれ、市政の発展に寄与することを願い、最終報告といたします。

では、具体的な条例の提案理由、説明を……。

○議長（小園江一三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） 質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。ただいまの委員長最終報告をもって、同特別委員会に付託いたしました調査を終了することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

委員会提出議案第 3 号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

委員会提出議案第 4 号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

委員会提出議案第 5 号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（小園江一三君） 日程第 6、委員会提出議案第 3 号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、ないし委員会提出議案第 5 号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についての 3 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。議会改革活性化特別委員長野口 圓君。

○議会改革活性化特別委員会委員長（野口 圓君） 提案理由の説明を申し上げます。

委員会提出議案第 3 号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成25年第 1 回笠間市議会定例会におきまして、笠間市議会委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、委員 12 名による議会改革活性化特別委員会を設置し、県内外の同規模市における議員定数を参考にするほか、市民の多様な意見が反映される人数であること、また、地域的特性等に配慮し、慎重に議論を重ねた結果、議員定数を現在の 24 名から 22 名に改めることを決定したことから、笠間市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出するものであります。この条例は次の笠間市議会一般選挙から施行するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案者の説明といたします。

次に、委員会提出議案第 4 号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成25年第 1 回笠間市議会定例会におきまして、笠間市議会委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会改革活性化特別委員会を設置し、常任委員会のあり方について協議を重ねてきた結果、常任委員会の数は議員定数と密接に関連しているため、議員定数を 2 人削減することに伴い、4 常任委員会を存続すると 1 常任委員会が約 5 人となり、委員会が不成立の可能性もあることから、現在の 4 常任委員会から 3 常任委員会とするこ



とし、議長は常任委員にはならないものとするものであります。

常任委員会の名称ですが、総務産業委員会、教育福祉委員会、建設土木委員会とするものであります。

この条例は笠間市議会規則第14条第2項の規定により提出するものであり、公布の日から施行するものであります。12月の市議会議員改選前に第4回定例会が予定されておりますので、26年度第4回定例会終了後に施行することとなります。このことを付則の第2項に規定するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案者の説明といたします。

続きまして、委員会提出議案第5号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

平成25年第1回笠間市議会定例会におきまして、笠間市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会改革活性化特別委員会を設置し、一般質問における一問一答方式の導入について協議を重ねてきた結果、一般質問の方法は、一括質問・一括答弁方式、または一問一答方式の2方式から選択性とするとともに、議場に出席した答弁者に対し、議長許可による反問権を付与することといたしました。

また、「議会だより編集委員会」を「広報委員会」に名称を変更し、議会だよりの編集のほか、議会インターネット配信、議会ホームページの運用等へと所管を拡大し、充実を図るための改正であります。

この規則は公布の日から施行するものであります。別表の改正規定は笠間市議会議員の改選後から適用するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

これより、委員会提出議案第3号ないし委員会提出議案第5号の3件について、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号ないし

委員会提出議案第5号の3件について、一括採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

認定第1号 平成25年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第4号 平成25年度笠間市立病院事業会計決算認定について

○議長（小藺江一三君） 日程第7、認定第1号 平成25年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第4号 平成25年度笠間市立病院事業会計決算認定についての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 平成25年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号 平成25年度笠間市立病院事業会計決算認定についての提案理由を申し上げます。

これらの案件は、平成25年度の笠間市の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査員の意見を意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 認定第1号 平成25年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

笠間市歳入歳出決算書の125ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。この調書の数値につきましては、1,000円単位で記載しております。

1の歳入総額は297億2,693万2,000円、2の歳出総額は288億8,568万9,000円、歳入歳出差引残額は8億4,124万3,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額1億6,038万5,000円でございますので、5の実質収支額は6億8,085万8,000円でございます。

ページを戻っていただきまして、1 ページ、2 ページをお開きいただきたいと思います。  
まず、歳入について、主なものをご説明申し上げます。

第1款市税でございます。予算現額は88億2,048万4,000円であり、収入済額が90億4,624万6,895円、不納欠損額は1億3,302万1,185円、収入未済額は9億9,357万6,547円でございます。

第2款の地方譲与税は予算現額3億6,913万2,000円に対しまして、収入済額は3億6,913万2,003円でございます。

第6款地方消費税交付金は予算現額、収入済額ともに6億8,286万3,000円でございます。  
3 ページ、4 ページをごらんいただきたいと思います。

第10款地方交付税は予算現額、収入済額ともに70億4,135万9,000円でございます。

第14款国庫支出金は予算現額51億1,745万8,550円、収入済額45億2,253万1,386円ございまして、生活保護費などの国庫負担金や道路など建設事業などに係る国庫補助金が主なものでございます。

第15款県支出金は予算現額18億8,105万7,000円、収入済額17億8,294万6,950円ございまして、障害者自立支援給付費などの県負担金や医療福祉費補助金等の県補助金、県民税徴収交付金などの県委託金が主なものでございます。

5 ページ、6 ページをごらんいただきたいと思います。

第19款繰越金は予算現額7億5,988万527円、収入済額は7億5,988万1,279円でございます。

第21款市債は予算現額39億4,218万円に対しまして、収入済額は32億5,218万円でございます。予算現額と収入済額との比較6億9,000万円でございますが、道路整備事業や小中学校施設整備事業など事業の繰越に伴うものでございます。

歳入合計は予算現額308億9,213万4,077円に対しまして、収入済額が297億2,693万2,331円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

第1款議会費は予算現額2億8,298万3,000円、支出済額は2億7,622万8,790円でございます。

第2款総務費は予算現額46億2万円、支出済額45億844万5,045円でございます。このうち、第1項総務管理費には財政調整基金1億5,372万3,766円、減債基金4億9,317万4,338円、まちづくり振興基金5億75万6,164円の積立などが含まれております。また、翌年度繰越額2,715万1,000円は教育委員会庁舎整備事業などが主なものでございます。

第3款民生費は予算現額87億1,072万5,000円で、支出済額は85億3,868万9,767円でございます。第1項社会福祉費は介護保険や国民健康保険特別会計の繰出金、障害者自立支援給付事業が主なものでございます。第2項児童福祉費は保育運営事業費や児童手当、第3

項生活保護費は生活保護給付事業が主なものでございます。翌年度繰越額324万円は子ども・子育て支援新制度システム導入事業でございます。

第4款衛生費は予算現額22億1,713万1,000円、支出済額は21億5,253万3,222円でございます。第2項清掃費は笠間・水戸環境組合負担金や一般廃棄物の収集運搬・処理業務などが主なものでございます。翌年度繰越額1,479万6,000円は福田地区地域振興にかかわる市道（笠）1069号線道路整備事業でございます。

第5款農林水産業費は予算現額10億4,741万1,000円、支出済額は9億7,758万1,453円でございます。第1項農業費は農業集落排水事業特別会計繰出金が主なものでございます。なお、翌年度繰越額5,616万4,000円は農山漁村活性化プロジェクト交付金事業が主なものでございます。

第6款商工費は予算現額9億4,034万1,000円、支出済額は8億6,788万5,747円でございます。第1項商工費は土地開発基金から稲田石材団地内の土地の買い戻しにかかわる地場産業支援事業が主なものでございます。第2項観光費は石の百年館整備事業や北山公園整備事業が主なものでございます。なお、翌年度繰越額1,500万円は恋人の聖地関連整備事業でございます。

9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

第7款土木費は予算現額42億5,605万77円、支出済額は34億1,011万5,810円でございます。第2項道路橋梁費は道路の維持や新設改良など、第4項都市計画費は公共下水道事業特別事業繰出金、岩間駅東大通り線整備事業が主なものでございます。翌年度繰越額6億9,887万8,000円は、来栖本戸線道路整備事業や市道友部1級5号線道路整備事業、岩間駅東大通り線整備事業延伸部が主なものでございます。

第8款消防費は予算現額15億4,170万1,000円、支出済額は14億9,375万6,166円でございます。消防救急無線指令センター整備事業が主なものでございます。翌年度繰越額2,028万円は拠点避難所太陽光パネル等整備事業でございます。

第9款教育費は予算現額38億3,604万6,000円、支出済額は32億2,717万8,296円でございます。第2項小学校費は岩間第三小学校などの校舎の耐震補強工事、第3項中学校費は笠間中学校屋内運動場整備事業が主なものでございます。翌年度繰越額5億1,114万5,000円は岩間第一・第二小学校及び佐白小学校屋内運動場整備事業、稲田中学校施設整備事業などが主なものでございます。

第10款災害復旧費は予算現額3,952万5,000円、支出済額は3,786万8,750円でございます。前年度より繰り越しました道路橋梁災害復旧事業が主なものでございます。

第11款公債費は予算現額31億8,251万2,000円、支出済額は31億8,176万922円でございます。

第12款諸支出金は予算現額2億1,631万2,000円、支出済額は2億1,364万5,526円でございます。一般会計から上水道事業や病院事業に対しまして補助金や出資金を支出している

ものでございます。

11ページ、12ページをごらんください。

歳出合計では、予算現額308億9,213万4,077円で、支出済額は288億8,568万9,494円でございます。

最後に、財産に関する調書が259ページから264ページにかけて、公有財産、物品、債券、基金の順に載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 認定第1号のうち、保健衛生部所管の特別会計決算について、ご説明申し上げます。

まず初めに、平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

158ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は90億837万4,000円、2、歳出総額は86億6,685万1,000円、3、歳入歳出差引残額は3億4,152万3,000円でございます。4、翌年度に繰り越す財源はございませんので、5、実質収支額は3億4,152万3,000円でございます。

ページを戻りまして、126ページ、127ページをお開きください。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

1款国民健康保険税でございますが、調停額38億9,960万1,341円に対し、収入済額23億6,721万5,075円であり、不納欠損額は1億6,094万3,143円であります。収納率は現年度分が87.6%、過年度分が14.9%であります。

3款国庫支出金、収入済額22億8,570万8,384円でございます。

4款療養給付費等交付金、収入済額3億6,621万9,423円は、退職者医療給付費交付金を収入したものでございます。

5款前期高齢者交付金、収入済額17億1,362万6,474円は、療養給付費に係る保険者調整分を収入したものでございます。

6款県支出金、収入済額4億9,990万5,351円でございます。

7款共同事業交付金、収入済額8億6,001万5,418円でございます。

9款繰入金、収入済額6億2,899万6,081円は、一般会計からの繰入金でございます。

以上が収入の主なものでございます。

次に、130ページ、131ページをお開きください。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

2款保険給付費、支出済額54億7,492万6,245円は、療養諸費、高額療養諸費等を支出し

たものでございます。

3款後期高齢者支援金等、支出済額12億9,287万5,135円は社会保険診療報酬支払基金へ支出したものでございます。

5款介護給付金、支出済額5億9,274万5,907円でございます。

6款共同事業拠出金、支出済額9億912万9,780円は高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等の拠出金を支出したものでございます。

7款保険事業費、支出済額7,665万410円は特定検診及び人間ドック、脳ドック等の費用を支出したものでございます。

以上が支出の主なものでございます。

続きまして、平成25年度後期高齢者医療特別会計決算について、ご説明申し上げます。

171ページをお開きください。

実施収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は6億7,049万9,000円、2、歳出総額は6億6,639万2,000円、3、歳入歳出差引残額は410万7,000円でございます。4、翌年度に繰り越す財源はございませんので、5の実質収支額は410万7,000円でございます。

159ページ、160ページをお開きください。

収入の主なものをご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、調停額5億317万8,000円に対し、収入済額4億9,630万3,300円であります。不納欠損額は95万7,300円でございます。

4款繰入金、収入済額1億5,522万7,862円は、一般会計から保険基盤安定繰入金を収入したものでございます。

6款諸収入、4項雑入、収入済額1,354万6,216円は、健診委託金及び人間ドック、脳ドックの助成金等を広域連合から収入したものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

161ページ、162ページをお開きください。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額は6億3,956万1,762円でございます。

4款保険事業費、支出済額1,511万4,614円は、保険事業及び人間ドック、脳ドック等に支出したものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

以上で、保健衛生部所管の特別会計の説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） それでは、認定第1号のうち、福祉部所管の特別会計決算について、ご説明申し上げます。

まず最初に、平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。  
概要についてですが、208ページをお開きいただきます。

実質収支に関する調書によりましてご説明いたしますが、歳入総額52億3,682万2,000円、歳出総額51億9,624万9,000円、差引残額ですが、4,057万3,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、同額4,057万3,000円が実質収支額となります。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。

172ページ、173ページをお開きいただきます。

まず歳入ですが、保険料につきまして、歳入済額10億897万5,920円、3款国庫支出金11億3,831万9,625円、4款支払基金交付金として14億2,764万7,000円、飛びますが、7款で繰入金7億8,076万4,000円、このうち、一般会計と基金繰入金がございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出の主なものでございますが、176ページ、177ページをお開きいただきます。

総務費といたしまして、1億2,500万6,758円、保険給付費48億8,161万9,575円、内容につきましては介護サービス等の経費でございます。

続きまして、4款地域支援事業費で1億557万6,827円、こちらが介護予防保険とか包括的支援事業に充てているものでございます。

歳出の主なものが以上でございます。

続きまして、介護サービス事業特別会計の説明に移ります。

まず、217ページお開きいただきます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2,400万7,000円でございます。歳出総額2,241万7,000円、差引残額が159万円で、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、同額159万円が実質収支額になります。

続きまして、209ページ、210ページをお開きいただきます。

歳入の主なものでございますが、サービス収入といたしまして、1,910万3,280円、繰入金としまして435万5,000円を繰り入れているものでございます。

歳出についてですが、次のページ、211ページ、212ページをお開きいただきます。

総務費1,408万8,546円、サービス事業費として778万9,800円を支出しております。

以上、福祉部所管の特別会計の説明といたします。以上です。

○議長（小藺江一三君） 議案説明中でございますが、ここで休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時11分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 上下水道部所管の決算認定について、初めに、平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

234ページごらん願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が28億9,186万円、歳出総額が27億8,541万6,000円でしたので、歳入歳出差引残額は1億644万4,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)の繰越明許費が5,047万4,000円ありましたので、実質収支額は5,597万円となりました。

歳入歳出の主な内容につきましては、歳入歳出決算書でご説明申し上げます。

ページ218ページ、219ページごらん願います。

歳入の第1款分担金及び負担金、収入済額6,814万6,700円は開発による区域外流入の分担金及び区域内の受益者負担金、2款使用料及び手数料5億2,791万523円は主に下水道使用料、3款国庫支出金1億1,394万2,000円は下水道建設費にかかわる国庫補助金でございます。

6款繰入金8億9,248万6,000円は一般会計及び基金からの繰入金、7款繰越金1億4,259万5,757円は平成24年度の繰越金、8款諸収入638万2,910円は24年度の消費税額の確定による消費税の還付金等でございます。

9款市債11億3,750万円は下水道事業債であり、借換債を含んでおります。歳入合計は28億9,186万390円でございます。

歳出については、220ページ、221ページごらんいただきたいと思っております。

1款下水道費、1項下水道総務費4億5,365万481円、これは浄化センターともべ、浄化センターいわまの処理施設及びポンプ場の維持管理費と修繕費でございます。2項下水道建設費3億8,716万19円は管渠敷設工事に伴う設計委託料及び工事請負費でございます。翌年度繰越額2億8,340万4,000円は管渠敷設工事等の繰り越しでございます。

2款災害復旧費5,621万4,100円は東日本大震災による災害復旧工事の設計料、工事請負費等でございます。

3款公債費18億8,839万1,884円、下水道債の元金及び利子の償還であり、歳出合計は27億8,541万6,484円でございます。

以上で笠間市公共下水道特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

247ページごらんいただきたいと思っております。

実質収支に関する調書でございます。



歳入総額 5 億 7,185 万 8,000 円、歳出総額 5 億 5,991 万 1,000 円ですので、歳入歳出差引残額は 1,194 万 7,000 円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 1,194 万 7,000 円となりました。

主な内容につきましては、歳入歳出決算書、ページ戻りまして、235 ページ、236 ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳入の 1 款分担金および負担金収入済額 878 万 6,000 円は、農業集落排水事業受益者分担金、2 款使用料及び手数料 6,144 万 8,118 円は主に農業集落排水の使用料でございます。

3 款県支出金 9,927 万 9,000 円、これは友部北部地区の管渠敷設工事及び処理場建設工事にかかわる県補助金、5 款繰入金 2 億 9,730 万 1,506 円は一般会計及び基金からの繰入金、6 款繰越金 1,174 万 2,025 円は平成 24 年度の繰越金、7 款諸収入 148 万 6,612 円は 24 年度の消費税額の確定に伴う消費税還付金であります。

8 款の市債 9,180 万円、農業集落排水事業債で、これは借換債を含んだ額となっております。歳入合計で 5 億 7,185 万 7,613 円となりました。

歳出につきましては、237、238 ページお開き願ひます。

1 款 1 項農業集落排水施設管理費支出済額 8,114 万 264 円、これは市原地区ほか 6 地区の処理施設及びポンプ場の維持管理費と修繕費、2 項の農業集落排水施設建設費 2 億 1,591 万 2,081 円は友部北部地区の管渠敷設工事及び処理場建設工事費でございます。

2 款公債費 2 億 6,285 万 8,148 円、農業集落排水事業債の元金及び利子の償還金であり、歳出合計は 5 億 5,991 万 493 円でございます。

以上で、笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 認定第 1 号のうち、都市建設部所管の平成 25 年度岩間駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

258 ページをお開き願ひます。

実質収支に関する調書でございます。1 の歳入総額が 7,513 万 2,000 円、2 の歳出総額は 7,431 万 3,000 円、3 の歳入歳出差引残額が 81 万 9,000 円でございます。4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額は 81 万 9,000 円でございます。

続きまして、252 ページ、253 ページをお開き願ひます。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1 款財産収入、1 項財産売却収入、1 目不動産売却収入、1 節保留地処分金の収入済額が 1,641 万 6,440 円は保留地 2 区画分の処分金でございます。

2 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金は、1 節一般会計繰入金の収入済額 2,246 万 1,000 円は、一般会計からの繰入金でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の 1 節繰越金収入済額 956 万 5,737 円は、平成 24 年

度よりの繰越事業に伴います繰越明許費の繰越金等でございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節換地精算金の収入済額が147万6,569円は4名の換地精算金でございます。

続きまして、5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金、1節土地区画整理事業費補助金の収入済額1,421万2,000円は、土地区画整理事業実施に伴います補助金を収入したものでございます。

6款市債、1項市債、1目土地区画整理事業債、1節土地区画整理事業債の収入済額1,100万円は、合併特例債を活用した土地区画整理事業債でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

254ページ、255ページをお開き願います。

1款土地区画整理事業費、1項総務費、1目総務費につきましては、土地区画整理審議会委員報酬及び人件費、保留地販売に係る広告料17件の換地精算金など、1,702万5,973円でございます。2項事業費、1目事業費は換地計画及び換地処分に係る業務委託や区画道路工事、下水道受益者の負担金、移転補償など、4,081万9,982円でございます。なお、19節から流用の78万8,000円は広告費として常磐線や水戸線の車両内に広告した委託料等でございます。

続きまして、2款公債費、1項公債費、1目元金、23節償還金利子及び割引料1,563万21円は、合併特例債と地域開発事業債償還金の元金でございます。

続きまして、2目利子、23節の償還金、利子及び割引料83万6,486円は合併特例債と地域開発事業債償還利子でございます。

以上で、平成25年度笠間市岩間東土地区画整備事業の特別会計決算の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

**報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（笠間クラインガルテン指定管理者の指定について）**

○議長（小藺江一三君） 日程第8、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（笠間クラインガルテン指定管理者の指定について）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第9号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、笠間クラインガルテンの指定管理者の指定について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認をを求めるものであります。内容につきまして

は、産業経済部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

〔産業経済部長 山中賢一君登壇〕

○産業経済部長（山中賢一君） 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

次のページ、専決第15号専決処分書によりましてご説明申し上げます。

指定管理者に指定を行わせようとする公の施設の名称は笠間クラインガルテン、指定管理者となる団体の名称は常陸農業協同組合、指定期間につきましては、平成26年8月1日から平成26年9月30日間までの2カ月間でございます。

当該施設の指定管理者につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、茨城中央農業協同組合を指定しておりました。

今回の指定につきましては、指定管理者でありました茨城中央農業協同組合が本年8月1日の農業協同組合の合併に伴いまして7月31日で解散となり、実施していた事業を農業協同組合法に基づいて8月1日から合併後の常陸農業協同組合に継承することにより、指定管理者の法人格の変更が生じますことから、茨城中央農業協同組合の指定を取り消した上で、地方自治法第244条の2の規定に基づきまして、新たな指定管理者を指定するものでございますが、今回は指定管理業務を継続して実施するため、議会が招集される前に指定する必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年3月31日までの残期間のうち、平成26年9月30日までの期間について、専決処分により指定したものでございます。

また、指定に当たりましては、常陸農業協同組合から申請された事業計画が施設の設置目的に合致し、利用者に対するサービス向上及び施設の管理運営体制が安定的・継続的に確保できるため、常陸農業協同組合を指定管理者候補者として選定し、あわせまして、笠間市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいた上で、指定管理者として指定したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○議長（小藺江一三君） 日程第8を終了したら戻ります。

暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

---

午前11時29分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

日程第7の認定第2、3、4に戻ります。

上下水道部長。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 認定第2号、認定第3号について、初めに、第2号 平成25年度笠間市水道事業決算について、ご説明申し上げます。

水道事業会計決算書2ページ、3ページをごらん願います。決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款下水道事業収益の決算額が16億9,390万9,315円、対しまして、支出の決算額は第1款下水道事業費としまして17億1,532万8,878円でございます。

4ページ、5ページをごらん願います。

資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款資本的収入の決算額が8,116万8,807円、対しまして、支出の決算額は5億2,883万2,514円でございます。資本的収入額が資本的支出に不足する額4億4,766万3,707円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額807万9,378円及び減債積立金2,913万8,000円、並びに過年度分損益勘定留保資金4億1,044万6,329円で補填しております。

6ページをごらん願います。損益計算書でございます。

期間は平成25年4月1日から26年3月31日まで、金額につきましては消費税を抜いた額となっております。

1の営業収益の合計額15億4,245万9,706円、営業費用の合計額は15億4,855万3,063円です。営業損失が609万3,357円、3の営業外収益7,477万5,959円、4の営業外費用は9,225万5,521円となりましたので、経常損失は2,357万2,919円となるものでございます。

5の特別損益ですが、過年度損益修正損が607万8,313円ありますので、これに経常損失を合わせました2,965万1,232円が当年度純損失となり、前年度の繰越剰余金を差し引いた7億4,369万1,708円が当年度未処分利益剰余金でございます。

なお、8ページには、剰余金計算書、10ページには剰余金処分計算書、12ページには貸借対照表、14ページからは付属資料となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、認定第2号についての説明を終わります。

続いて、認定第3号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計決算について、40ページ、41ページをごらん願います。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款工業用水道事業収益の決算額が2,925万9,960円、対しまして、支出の決算額は2,331万9,726円でございます。

42ページ、43ページお聞き願います。

資本的収入及び支出でございますが、収入はございません。資本的支出の決算額1,667万4,000円であり、資本的収入額が資本的支出に不足する額1,667万4,000円につきましては、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填しており

ます。

44ページごらん願います。損益計算書でございます。

これも期間は平成25年4月1日から3月31日まで、消費税を抜いた額となっております。営業収益は2,711万3,403円、2、営業費用の合計額2,291万7,868円でしたので、営業利益は419万5,535円となり、営業外収益48万144円、営業外費用45円、これを合わせまして経常利益は467万5,634円になります。当年度純利益は経常利益と同額の467万5,634円ですので、前年度の繰越利益剰余金と合わせまして5,828万3,206円が当年度未処分利益剰余金となります。

なお、46ページからは剰余金計算書等、50ページからは付属資料等添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、認定第3号についての説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 認定第4号 平成25年度笠間市立病院事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

決算書の1、2ページをお開き願います。

決算報告書でございますが、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款病院事業収益の決算額は6億755万6,693円でございます。対しまして、支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は5億9,208万8,358円でございます。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

---

○議長（小藺江一三君） 日程第8、報告第9号の提案者の説明は終了しておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（笠間クラインガルテン指定管理者指定について）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

討論は通告がありませんので、終わります。

これより採決を行います。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。

---

**議案第55号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて**

○議長（小藺江一三君） 日程第9、議案第55号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第55号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会委員が1名欠員になっていることに伴い、今泉 寛氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**議案第56号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について**

○議長（小藺江一三君） 日程第10、議案第56号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第56号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 議案第56号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

笠間市税条例新旧対照表によりご説明いたします。10ページをお開きください。

まず、笠間市税条例の一部を改正でございますけれども、主な改正内容についてご説明申し上げます。

34条の4につきましては、地方法人税の創設に対応して法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、市の法人税割の税率につきましても100分の14.7から100分の12.1に引き下げるものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

第82条につきましては、地方税法において軽自動車税の標準税率の引き上げが実施されたことに伴い、市の軽自動車税においても税率を引き上げるものでございます。原動機付自転車、軽二輪車、小型二輪車、三輪自動車及び四輪以上の乗用車並びに貨物用自動車につきましては、税率を1.25倍及び1.5倍に引き上げるものでございます。

13ページのロの小型特殊自動車のうち、農耕作業用のものについては、用途、排気量及び定格出力等により区分を設け、税率を定めておりましたけれども、道路運送車両法の区分にあわせて1区分に統合するものでございます。

イの軽自動車のうち、専ら雪上を走行するものにつきましては、実際に課税している市町村は降雪量の多い地域等に限られるところから、笠間市において当該区分を削除するものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

付則第10条の2につきましては、公害防止用設備にかかわる固定資産税に地域決定型地方税制特例措置「わが町特例」を導入した上で、課税標準の特例措置を講じることとされたために、市においても浸水防止用設備ほか4項目を加え、所要の規定の整備を行うものでございます。

16ページをお開きください。

付則第16条につきましては、軽自動車のグリーン化を進める観点から、地方税において経年車重課が導入されたことに伴い、市においても最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、標準税率のおおむね20%の従価税率を適用する改正を行うものでござい

ます。なお、経年車重課は平成28年度以降の年度分の軽自動車税について適用するものでございます。

以上が主な改正の内容でございますけれども、このほか記載されています改正の内容につきましても、地方税法等の関係法令の改正により、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、笠間市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年笠間市条例第23号の改正規定のうち、付則第19条の3、第2項につきましては、次のページをお開きいただきまして、租税特別措置法の改正に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

27ページをごらんください。

平成25年笠間市条例第35号の改正規定のうち、付則第6条第4項及び第19条の2、次のページをお開きいただきまして、付則第1条並びに付則第2条第1項及び第2項につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

5ページにお戻りいただきまして、改正条例付則第1条において、施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。ただし、1号から第7号に規定するものにつきましては、施行期日を関係法令の定める日とするものでございます。

改正条例付則第2条から7ページの第4条につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置及びそれぞれの適用年度等を定めるものでございます。

改正条例付則第5条第1項及び第2項につきましては、軽自動車税に係る経年車重課の適用区分を定めるものでございます。

改正条例付則第6条につきましては、既存車に係る軽自動車の税率を本改正前の税率とするほか、経年車重課について所要の規定の整備を行ったものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

**議案第57号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（小藺江一三君） 日程第11、議案第57号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。



〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第57号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市の産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため、固定資産税の特別措置の期間を延長する必要がある、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第57号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正内容を笠間市税条例新旧対照表により、ご説明いたします。3枚目をお開きください。

付則第2項において、平成27年3月31日限りの適用期限としておりますけれども、これを3年間延長し、平成30年3月31日限りとするものでございます。

前のページにお戻りいただきまして、付則第1項につきましては、施行期日を公布の日からとするものでございます。

第2項につきましては、この条例の適用期限を延長するに当たり、条例の内容が重複する部分の多い笠間市工場誘致条例を廃止するものでございます。

第3項につきましては、廃止前の笠間市工場誘致条例の規定の適用を受けている事業者について、経過措置を設けるものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第58号 笠間市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第12、議案第58号 笠間市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第58号 笠間市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法

等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第58号 笠間市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

ことし4月に、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が成立し、ひとり親家庭に対する支援施策の充実を図るため、母子及び寡婦福祉法が改正され、10月から施行されます。これにより法律の題名も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められるため、本市におきましても笠間市福祉事務所設置条例にこの条例を引用していることから、改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをごらんいただきます。

第3条中、アンダーラインで表示してありますように、母子寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。

前のページに戻りまして、この条例の施行に関しましては、法律の施行にあわせ、10月1日といたします。

以上で、議案第58号 笠間市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第13、議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城県医療福祉対策要項及び茨城県医療福祉対策実施要項の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、茨城県医療福祉費対策要項及び茨城県医療福祉対策実施要領の改正により、小児の対象年齢が小学校6年生までの入院及び外来分と、中学校3年生までの入院分に拡大されたことに伴い、文言整理を行うため、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。3ページをお開きください。

第1条は、年齢拡大に伴い、区分名称を現行の「児童」を「生徒」に改めるものでございます。

次に、第2条第2号中、小児の対象年齢「9歳」を「12歳」とするものでございます。これに伴い、12歳までを対象としていた児童の区分である第3号を削り、以下、同条各号について、1号ずつ繰り上げるものでございます。

また、現行第4号中、第6号及び第7号を、第7号及び第6号とするものでございます。

4ページをお開き願います。

現行第7号ウ中、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5号5項は、同法改正により知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に改めるものでございます。

5ページをお開きください。

同号オ中、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令207号）は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令207号）、以下、「施行令」に改めるものでございます。

次に、第4条の2は、年齢拡大に伴い、第2項中、「児童」を削り、「児童対象年齢」を「小児対象年齢」に改めるものでございます。

次に、5条第1項中、第1項第2号中、「9歳」を「12歳」に改めるものでございます。

6ページをお開き願います。

同項3号も児童の区分についてであるため、これを削り、同項第4号中、第4号を第3号に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を施行令に改め、同号を同項第5号とするものであります。

7ページをごらんください。

同条第2項ただし書き中、第5号を第4号に、第6号を第5号に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項を施行令第2条第1項及び第2項に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を施行令に改めるものであります。

8ページをお開き願います。

別表第1（第2条関係）は、第1項の後に新たに1項を追加するため、「学校教育法第1

条、規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条において、準用する同法第54条に規定する通信課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く）」を加えるものであり、以下、各項が1項ずつ繰り下がるものであります。

なお、別表第1及び別表第2については、現行では文章形式となっているため、表の形式に改めるものであります。

2ページにお戻りください。

付則として、この条例は平成26年10月1日から施行するものとし、経過措置を加えたものであります。

以上で議案第59号の説明を終わらせていただきます。

---

### 議案第60号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第14、議案第60号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第60号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市立小中学校適正配置実施計画に基づく小中学校の統廃合の実施に伴い、閉校となる学校を削除するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

〔教育次長 園部孝男君登壇〕

○教育次長（園部孝男君） 議案第60号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、笠間市立小中学校適正配置実施計画に基づき、平成27年4月1日に東小学校、佐白小学校、箱田小学校を笠間小学校に、東中学校を笠間中学校に統合するに当たり、笠間市立学校の設置に関する条例の改正が必要となることから、同条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますけれども、2ページからの新旧対照表をごらんください。

第3条小学校の名称及び1の別表第2の笠間市立東小学校、同じく佐白小学校及び箱田小学校の項を削除し、また、3ページになりますけれども、第4条中学校の名称及び1の別表第3の笠間市立東中学校の項をそれぞれ削除するものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。よろしく願います。説明

を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、昼食のため、休憩をいたします。午後 1 時より再開いたします。

午前 1 1 時 5 7 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分再開

---

#### 議案第 6 1 号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、議案第61号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第61号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 消防長橋本泰享君。

〔消防長 橋本泰享君登壇〕

○消防長（橋本泰享君） 議案第61号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、昨年 8 月に京都市福知山市の花火大会において多数の死傷者を出す火災が発生したことを踏まえ、これらの火災を防止するための消防法施行令の一部改正等に伴うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、4 ページをお開きください。新旧対照表左側の改正案をごらんください。

まず、目次につきましては、第 5 章の次に第 5 章の 2 を記載のとおり加えるものでございます。

次に、中段にございます液体燃料を使用する器具の取り扱い基準であります第18条第1項に、第 9 号の 2 として、祭礼等多数の者が集合する催しにおいて当該器具を使用する場合の消火器の準備を義務づける規定する新たに設け、4 ページ下段から 5 ページにございます第19条第 2 項、第21条第 2 項及び第22条におきまして準用する規定に第 9 号の 2 を加

え、同じく消火器の準備を義務づけるものでございます。

続きまして、新たに、第5章の2、屋外催しに係る防火管理として、第42条の2及び第42条の3を加えるもので、第42条の2、第1項は、消防庁は祭礼等多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防庁が別に定める要件に該当するもので、対象火器器具等の使用において、火災が発生した場合に人命等に特に重大な被害を与える恐れがあると認めるものを「指定催し」として指定しなければならない旨定め、第2項に指定催しを指定した場合の消防庁の主催者からの意見聴取義務を、6ページにございます第3項に指定催しを指定した場合の消防庁の主催者への通知と工事義務を定めるものでございます。

42条の3、第1項は、指定催しの指定を受けた主催者の防火担当者の選任義務と火災予防上必要な業務に関する計画の作成を規定するもので、7ページにございます第2項において、当該計画の消防庁への提出義務と提出期限を定めるものでございます。

第45条はあらかじめ消防庁に届けなければならない行為に新たに第6号を、第49条は30万円以下の罰金に処するものに、新たに第4号を記載のとおり加えるもので、第50条は前条の改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

ページを戻し、3ページの付則をごらんください。

付則におきまして、この条例は平成26年10月1日から施行することとし、施行日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第42条の2及び第42条の3の規定は適用しない旨定めるものでございます。

以上で議案第61号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第16、議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づき、笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるために制定するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願います。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） それでは、議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て関連法が平成24年8月に成立し、子ども・子育て支援法並びに認定こども園法及び児童福祉法などの関連法令の改正があり、幼児期の学校教育・保育の提携を個人への給付に変更すること、また、市町村を制度の実施主体として位置づけること、子ども・子育て支援の量・質の充実を図ることとしました。

今回、この大幅な改正に対応し、児童福祉法第34条の16、第1項の規定により、19名以下の子どもを保育する施設の基準を定める笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

内容につきましては、国において規定している基準をもとに、市独自で保育従事者においては質の確保の観点から保育士等の資格要件を設け、また、安全面から常に複数職員がいなければならないことや、施設の面積要件の充実について定めておりますが、その他の項目につきましては、笠間市が特別に国の基準を変更する必要がないことから、国と同様の基準を笠間市のものとして条例化するものです。

全体は48条で構成され、小児より区分されておりますので、各章ごとにご説明いたします。

まず、第1章総則ですが、1ページから9ページまで定めております。内容につきましては、用語の定義や事業者が行うべき基準などを定めております。

第2章、9ページから10ページにかけてですが、5名以下の子どもを保育する家庭的保育事業を規定し、施設や職員の配置などの基準を定めております。

第3章は11ページから16ページにかけてです。6名から19名の子どもを保育する3種類あります小規模保育事業を規定するとともに、種別ごとの基準を定めております。

第4章は17ページから18ページにかけてでございますけれども、居宅訪問型保育事業について定め、また、第5章として18ページから24ページにかけては、事業所内保育事業の基準を定めております。

最後の24、25ページにかけては、付則といたしまして施行日を関係法令が施行される日、平成24年4月1日になりますが、としまして、さらに経過措置を5条で設置しております。

以上で、議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第63号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第17、議案第63号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第63号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、笠間市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるために制定するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第63号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由を申し上げます。

この条例は、議案62号でご説明いたしました内容と同様、子育て支援の実施主体を市町村と位置づけることから、子ども・子育て支援法の適用を受けることとなる幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業や家庭的保育事業等についての運営に関する基準を子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により定めるものです。

内容につきましては、国が規定している基準を笠間市が変更を加えて規定する特別の理由がないことから、国で示している内容を市の基準として条例化するものでございます。

全体は52条で構成されていますので、各章ごとにご説明いたします。

まず、第1章、1ページから3ページにかけてですけれども、用語の定義と一般原則を定めております。

第2章、4ページから17ページにかけましては、特定教育・保育施設とこれからは規定します幼稚園、保育所及び認定こども園の利用定員や利用手続き、運営に関する基準、また、緊急の場合の取り扱いを定めまして、第3章、18ページからになります、18ページから26ページにかけましては、特定地域型保育事業と規定します小規模保育や家庭的保育の利用定員や利用手続き、運営に関する基準、また、緊急の場合の保育の基準を定めております。

26ページから29ページにかけましては、付則といたしまして、施行日として制度移行に伴う経過措置で、この条例は子ども・子育て支援法が施行される日、平成27年4月1日ですが、から施行するものとしております。

以上で、議案第63号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する



る基準を定める条例についての説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第64号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第18、議案第64号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第64号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条8の2、第1項の規定に基づき、笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるために制定するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案64号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て関連3法の施行に伴い、笠間市において放課後児童クラブの施設及び運営に関する基準を定めるもので、国において規定している基準を特別に変更を加えて規定する必要がないことから、国の基準を踏まえて児童福祉法第34条8の2、第1項の規定により実施主体となる笠間市が条例化するものです。

全体は21条で構成されております。第1条から8条までは事業者や職員及び設備の一般的な基準を定めております。

9ページからの9条と10条では、施設の基準や職員の資格を定め、内容としましては、児童1人当たりの面積は1.65平米、規模は40人、従事する職員は一定以上の資格を有するとともに、県の研修を受けなければならないことなどを規定しまして、5ページからは11条から最後の21条までは事業者の施設運営に関する基本的な事項で、平等な対応や衛生管理、開所日などの基準を規定しております。

7ページからの付則では、この条例を定める根拠となる法律が施行される同日、来年の4月ですが、をもって施行するものとし、経過措置を規定しております。

以上で、議案第64号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第65号 笠間市教育・保育の実施に関する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第19、議案第65号 笠間市教育・保育の実施に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第65号 笠間市教育・保育の実施に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、笠間市の幼児教育と保育を一体的に執行するための必要な事項を定めるために制定するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第65号 笠間市教育・保育の実施に関する条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は子ども・子育て関連3法の施行に伴いまして、笠間市が教育・保育の実施主体となることから、その基本的事項を定めるものでございます。

第1条では趣旨を、第2条では用語の定義をしまして、第3条では、子供・子育て支援法の適用を受ける幼稚園、保育所、認定こども園などの利用する場合の認定の主体となる市長の責務を規定しております。

付則では、この条例を定める根拠となる法律が施行される日、来年の4月1日ですけれども、をもってこの条例が施行されること、あわせて、2といたしまして、次のページですけれども、今まで保育所への入所決定の手続きを規定していましたがこの条例の制定により必要なくなることから、廃止の規定を定めております。

以上で、議案第65号 笠間市教育・保育の実施に関する条例の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第66号 笠間市企業立地促進基金条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第20、議案第66号 笠間市企業立地促進基金条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第66号 笠間市企業立地促進基金条例についての提案理由を説明申し上げます。

本案は、笠間市への企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用機会の創出に寄与することを目的として、地方自治法第241条第1項の規定により、新たに基金を設置するために制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第66号 笠間市企業立地促進基金条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市への企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用機会の創出に寄与することを目的として、立地企業への支援補助制度の新設及び改正をするに当たりまして、その支援補助の原資とするため、新たに基金を設置するものであります。

第1条の設置では、本市への企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図るため、当該基金を設置すると定義づけるものでございます。

第2条の積立では、基金として積み立てる額を一般会計歳入歳出予算で定めるとするものでございます。

第3条では、基金の管理、第4条では基金の運用から生じる運用益金の処理、第5条では繰替運用について定めるものでございます。

第6条の処分につきましては、第1条に規定する目的の場合に限り、その全部または一部を処分することができるとするものでございます。

第7条の委任では、この条例に定めるもののほか、基金の管理の監視、必要な事項は市長が別に定めるとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第66号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第67号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について

○議長（小藺江一三君） 日程第21、議案第67号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第67号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更に関することに関し、関係地方公共団体と協議する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 消防長橋本泰享君。

〔消防長 橋本泰享君登壇〕

○消防長（橋本泰享君） 議案第67号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本案は、ことし5月に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、茨城消防救急無線・消防指令センター運営協議会規約中の協議会の設置根拠である条番号が変更されたことに伴い、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、最後のページをごらんください。

規約第1条中の第252条の2、第1項を、第252条の2の2、第1項に改めるものでございます。

ページを1枚戻し、付則をごらんください。この規約の施行日であります付則中の地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）、付則第1条第1号に規定する規定の施行の日につきましては、平成26年5月30日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日でございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第68号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）

○議長（小藺江一三君） 日程第22、議案第68号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第68号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間クラインガルテンの指定管理者の指定を行うために提出するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

〔産業経済部長 山中賢一君登壇〕

○産業経済部長（山中賢一君） 議案第68号 指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は笠間クラインガルテン、指定管理者となる団体の名称は常陸農業協同組合、指定期間につきましては、平成26年10月1日から平成28年3月31日まででございます。

今回の指定につきましては、農業協同組合の合併により、前指定管理者でありました茨城中央農業協同組合から事業を継承した常陸農業協同組合を、報告第9号でご説明申し上げました専決処分による指定とあわせまして、前指定管理者の指定の残期間について指定を行うものでございます。

指定に当たりましては、常陸農業協同組合から申請された事業計画が施設の設置目的に合致し、利用者に対するサービス向上及び施設の管理運営体制が安定的・継続的に確保できるため、常陸農業協同組合を指定管理者候補者として選定し、あわせまして笠間市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問した、指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいたことにより、今般、常陸農業協同組合を指定管理者として選定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第69号 動産購入契約の締結について（クライアントパソコン機器調達）

○議長（小藺江一三君） 日程第23 議案第69号 動産購入契約の締結について（クライアントパソコン機器調達）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第69号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、事務専用パソコンの購入について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第69号 動産購入契約の締結について、ご説明申し上げます。

契約の目的はクライアントパソコン機器600台の購入でございます。

契約の方法は指名競争入札、契約の金額は消費税込で3,942万円、契約の相手方は水戸市平須町1820-16、キャノンシステムアンドサポート株式会社茨城営業部水戸営業所部長脇田雅仁でございます。

以上、議案第69号 動産購入契約の締結についての説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第70号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）

○議長（小藺江一三君） 日程第24、議案第70号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第70号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、高規格救急自動車の購入について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 消防長橋本泰享君。

〔消防長 橋本泰享君登壇〕

○消防長（橋本泰享君） 議案第70号 動産購入契約の締結について、ご説明申し上げます。

契約の目的といたしましては、年数の経過により稼働力が低下した岩間消防署の高規格救急自動車1台を更新するための動産購入契約でございます。

契約の方法は随意契約、契約金額が4,050万円、契約の相手方が笠間市住吉1361番地1、茨城トヨタ自動車株式会社友部店、店長大縄武則でございます。

なお、随意契約とした理由でございますが、現在日本国内において高規格救急自動車を製造販売しているのは2社のみでございます。当初、この2社の指名競争入札を予定して

おりましたが、うち1社は当笠間市の仕様の一部に対応できないため、見積書の提出をできないということでございましたので、1社のみ随意契約としたものでございます。

また、契約車両でございますが、車種はトヨタ救急車ハイメディック、半自動体外式除細動器、患者監視モニター等の高度救命処置用資機材一式を装備するものでございます。

以上で議案第70号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第71号 工事請負契約の変更について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）

○議長（小藺江一三君） 日程第25、議案第71号 工事請負契約の変更について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第71号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年第1回笠間市議会定例会において議決をいただいた工事請負契約について、施工後に追加工事が発生し、変更による仮契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

〔教育次長 園部孝男君登壇〕

○教育次長（園部孝男君） 議案第71号 工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

本年3月14日に工事請負契約を締結いたしました稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事でございますが、今年度実施いたしました電気設備保守点検の結果、受変電設備等を更新する必要が生じたため、関係工事について本工事に追加するものでございます。

工事概要につきましては、キュービクルの交換、交換に伴う関連機器の更新、配線工事及び既存機器の撤去処分等の改修工事を行うものでございます。

契約につきましては、耐震補強及び改修工事の請負業者でございます株式会社関根工務店と随意契約により8月19日仮契約を締結したところでございます。

契約金額につきましては、1,712万2,000円でございます。

なお、工期につきましては、追加工事実施のため、29日延長いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第72号 工事請負契約の締結について（教育委員会庁舎建設工事）

○議長（小藺江一三君） 日程第26、議案第72号 工事請負契約の締結について（教育委員会庁舎建設工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第72号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会庁舎建設工事の請負契約について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第72号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、教育委員会庁舎建設工事でございます。

工事の概要といたしましては、平成18年に増築した庁舎東側に、鉄骨造地上2階建て、延床面積1,183.58平方メートルの教育委員会庁舎の建設を行うものでございます。

次に、契約についてでございますけれども、7月28日に一般競争入札を行った結果、落札者と8月4日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は3億8,016万円、うち消費税が2,816万円でございます。

契約の相手方は水戸市緑町1丁目1番4号、株式会社鈴木良工務店、代表取締役鈴木勝彦でございます。

以上で議案第72号の説明を終わりにいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第73号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

議案第74号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 平成26年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）



議案第79号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第80号 平成26年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第81号 平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第82号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小藺江一三君） 日程第27、議案第73号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、ないし議案第82号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第73号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）から、議案第82号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成26年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計7会計及び企業会計2会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第73号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億3,743万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ294億4,555万3,000円とするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表継続費でございますけれども、公共施設等総合管理計画策定業務及び稲田地区に予定しております認定こども園の設計業務を、平成26年度、27年度の2ケ年事業として新たに設定するものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

第3表債務負担行為でございますけれども、学校統廃合に伴いまして、笠間小学校児童クラブ室仮施設リース料を平成27年度から平成28年度まで、小学校及び中学校スクールバス運行业務委託を平成27年度から平成31年度まで、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

第4表地方債補正の1変更でございますが、認定こども園整備事業債から芸術の森公園周辺整備事業債までの6事業につきましては、起債対象事業費の補正に伴う増額でございます。

また、臨時財政対策債につきましては、今年度の起債可能額が決定いたしましたので、補正するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明いたします。

14ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税、5億4,880万9,000円の増でございますけれども、普通交付税の本年度の額の確定により増額するものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入9,200万円は、稲田石材団地にありました市有地の売り払いによるものでございます。

第18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の3億4,147万4,000円の増は、今回の補正の財源調整といたしまして財政調整基金から繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、今回の補正では、歳出項目全般にわたり人件費にかかわる補正をしております。これは4月の人事異動に伴う補正をしたものでございます。

それでは、歳出の主なものについて、ご説明をさせていただきます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

14目基金費10億円の増につきましては、笠間市への企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図るため、新たに笠間市企業立地促進基金を設置し、その基金に積み立てるものでございます。

26ページをお開きください。

第2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費1,948万2,000円の増は、下の27ページの13節委託料で、稲田地区に予定しております認定こども園の設計業務委託料1,010万5,000円が主なものでございます。

29ページをごらんいただきたいと思います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目環境衛生費6,474万1,000円の増は、要望の多い合併処理浄化槽設置整備事業補助金を追加補正することが主なものでございます。

31ページをお開きください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費1,741万8,000円の増は、有害鳥獣捕獲隊にかかわる有害鳥獣の解体処理施設整備工事が主なものでございます。

35ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋梁費につきましては、2目道路維持費で9,484万8,000円、3目道路新設改良費で8,258万3,000円、4目幹線道路整備費で3,966万9,000円と、それぞれ増となっており、道路の維持補修工事及び新設改良工事等の追加補正によるものでございます。

36ページをお開きください。

第4項都市計画費、1目都市計画総務費4,224万8,000円の増は、下の37ページ、15節工事請負費で旧井筒屋の施設解体撤去工事5,139万8,000円が主なものでございます。

38ページをお開きください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費2,107万4,000円の増は、15節工事請負費で、学校統廃合に伴い、笠間小学校にスクールバスの駐車場を整備する工事請負費1,714万7,000円が主なものでございます。

41ページをお開きください。

第11款公債費、第1項公債費、1目元金2,887万5,000円の減、次のページの2目利子2,518万5,000円の減でございますけれども、平成25年度の起債額の確定及び事業の26年度の繰り越しにより減額するものでございます。

以上で、平成26年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第74号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,791万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,008万1,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

まず、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,791万9,000円の減は、人事異動に伴う人件費の減額及び社会保障税番号制度対応に伴うその他繰入金の増によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

歳出でございますけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の1,793万3,000円の減は、人件費等の減額と社会保障税番号制度対応に伴う国民健康保険システム改修に伴う委託料の増によるものでございます。

以上で議案第74号の説明を終わります。

続きまして、議案第75号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに413万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,646万7,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入でございますけれども、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2万8,000円の増は、社会保障税番号制度対応に伴う事務費繰入金によるものでございます。

5款1項1目繰越金410万6,000円の増は平成25年度決算による前年度繰越金でございます。

次に、8ページをお開きください。

歳出でございますけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3万8,000円の増は社会保障税番号制度システム改修業務委託料等でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の409万6,000円の増は平成25年度後期高齢者医療広域連合保険料の精算に伴うものでございます。

以上で議案第75号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） それでは、議案第76号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきます。

今回の補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,913万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億6,384万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の予算の内容につきましては、決算と事業の変更に伴うもので、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金の294万4,000円の増額は、過年度分介護給付費で事業費の確定に伴う追加給付でございます。

飛びまして、5款県支出金、1項県負担金290万8,000円の増額は、国庫負担金と同様、事業額の確定に伴う追加給付でございます。

9ページをごらんいただきます。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金2,720万5,000円の減額は、決算による繰越金の確定に伴い、基金からの繰入額を減額するものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、4,057万1,000円の増額は平成25年度決算による前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。

11ページをごらんいただきます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業2事業費の42万7,000円の減額につきましては、茨城県在宅医療介護連携拠点事業補助金の対象経費となりました報償費、印刷製本費等を一般会計で支出することとなったため、減額するものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金358万円の増額は、平成25年度の精算分の国支払基金等への返還金でございます。

12ページをお開きください。

4項繰出金、1目一般会計繰出金の1,576万7,000円の増額につきましては、平成25年度の精算によるものでございます。

以上で介護保険特別会計についての説明を終わります。

続きまして、議案第77号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ161万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,621万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページと8ページ、ページまたがりですが、ごらんいただきたいと思いますが、人事異動に伴う人件費の増額を歳入で第2款繰入金と、歳出の方では第1款総務費に計上するとともに、25年度の決算により歳入で第3款繰越金を確定いたしましたので、補正額159万円を8ページの歳出におきましても同額を一般会計への繰出金として計上したものでございます。

以上で、議案第77号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第78号及び議案第79号について、初めに、議案第78号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページ、第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算をそれぞれ2億3,227万6,000円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ28億3,527万6,000円とするものであります。

2条は地方債の補正でございます。

5ページお開きください。

第2表の地方債の補正につきましては、限度額4億6,840万円を5億8,240万円に変更するもので、管渠整備工事及び処理施設の長寿命化計画による更新工事の増額に伴うものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページごらん願います。

歳入の第3款国庫支出金1,640万円の増額につきましては、国庫補助事業費の増額によるものであります。

第6款繰入金の一般会計繰入金928万円及び基金繰入金3,662万8,000円の増額につきましては、工事費の増額に伴うものであります。

第7款繰越金5,596万8,000円の増額につきましては、平成24年度の繰越金、9款市債1億1,400万円の増額につきましては、工事費の増額に伴う下水道事業債でございます。

歳出につきましては、9ページごらん願います。

第1款、1項、1目下水道総務費2,308万2,000円の増額につきましては、人事異動による人件費の減額のほか、平成22年度から24年度の消費税の修正申告に伴う過年度分消費税納付金によるもの、第1款1項2目下水道管理費1億1,158万9,000円の増額につきましては、主に処理施設の機械設備修繕工事等でございます。

第1款2項下水道建設費9,760万9,000円の増額につきましては、国庫補助事業の増額に伴う管渠敷設工事費の増額によるものです。

以上で議案第78号についての説明を終わります。

次に、議案第79号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算をそれぞれ202万1,000円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億2,602万1,000円とするものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページお開き願います。

歳入ですが、第5款繰入金の992万5,000円の減額につきましては、6款に記載されております前年度繰越金1,194万7,000円の歳入により、一般会計からの繰入額を減額するものであります。

歳出につきましては、8ページごらん願います。

第1款1項農業集落排水施設管理費831万6,000円につきましては、主に市原地区処理施設の修繕工事によるもの、第1款2項農業集落排水施設建設費629万5,000円の減額につきましては、人事異動によるものでございます。

以上で議案第79号についての説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第80号 平成26年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万8,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ9,146万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金81万8,000円の増額は繰越金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

1款土地区画整理事業費、1項総務費、1目総務費、13節委託料81万8,000円は保留地販売を促進するため、販売未了である保留地を分割する分筆測量でございます。

以上で議案第80号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第81号 平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条の収益的収入及び支出については、収入支出の総額それぞれ737万9,000円を減額し、6億8,662万1,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出については、収入を50万円増額し、資本的収入の総額を627万円に、支出を100万円増額し、800万6,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

第4条議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員給与費を1,067万9,000円減額し、3億5,148万9,000円に改めるものでございます。

主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

収益的収入でございます。第1款病院事業収益、第1項医業収益、2目外来収益737万9,000円の減額については、職員給与費の減額及び消費税及び地方消費税の予算措置に伴い、支出のバランスを図るものでございます。

次に、収益的支出でございます。第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費1,067万9,000円の減額については、昇給号数の確定に伴う減額及び人事異動によるものでございます。

10ページをお開き願います。

第2項医業外費用、4目消費税及び地方消費税100万円の増額については、平成26年度分の消費税及び地方税でございます。

続きまして、第3項特別損失、3目過年度損益修正損230万円の増額については、過年度

分の消費税及び地方消費税でございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

資本的収入でございます。第1款資本的収入、第2項出資金、1目出資金50万円の増額については、車両購入分とし、一般会計から受ける出資金でございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、3目車両購入費100万円の増額については、在宅訪問用車両の購入費でございます。

以上で議案第81号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第82号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入の第1款水道事業収益、支出の第1款水道事業費用をそれぞれ15万3,000円減額し、収入・支出予定額の総額をそれぞれ19億4,084万7,000円に変更するものであります。

第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でありまして、職員給与費の予定額を2,263万7,000円減額し、1億2,667万1,000円とするもの、第4条は他会計からの補助金で、収益的収入、(4)の児童手当に要する補助金172万8,000円を157万5,000円に変更するものでございます。

収入、支出の主な内容につきましては、補正予算明細書でご説明申し上げます。

9ページお開き願います。

収益的収入及び支出の収入第1款第2項第2目他会計補助金15万3,000円の減は、児童手当補助金の減額であります。

支出につきましては、10ページ、第1款第1項営業費用2,148万円の減、主なものは人事異動による人件費等、第3項4目過年度損益修正損1,872万6,000円の増額は、過年度分の消費税の納付額でございます。

第4款予備日421万6,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上で議案第82号についての説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第74号について、保健衛生部長より発言を求められているので、許可いたします。

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第74号の説明の中で、一部間違えましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

1ページの第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,791万9,000円を「減額し」というところを、「追加し」ということで説明してしまいました。訂正をお願いしたいと思います。以上です。



## 散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月4日に開きますので、ご参集ください。ご苦労さまでした。

午後2時04分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 横 倉 き ん

署 名 議 員 町 田 征 久